

中央区生活交通改善プランについて

検討段階の改善プラン案は、区の現状やこれまでの取り組みに基づき作成する暫定的なものであり、平成 25 年度以降の取り組みを踏まえ、たたき台を基に、適宜、更新を行いながら改善プランを策定します。

計画期間は、平成 27 年度から概ね 5 年間とします（長期的な取組みが必要なものを除く）。

